

令和元年 6 月

第 11 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 予算 >

議案第 66号 令和元年度尼崎市一般会計補正予算（第1号）

< 条例 >

議案第 67号 尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 68号 尼崎市一般職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について

議案第 69号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第 70号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 71号 尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 72号 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

議案第 73号 尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 74号 尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議案第 75号 尼崎市都市機能誘導特別用途地区建築条例について

議案第 76号 尼崎市住宅政策審議会条例について

議案第 77号 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 78号 尼崎市立魚つり公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 79号 尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 80号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

<その他>

- 議案第 81号 財産の譲与について
- 議案第 82号 工事請負契約の変更について（旧若草中学校解体工事）
- 議案第 83号 指定管理者の指定について（尼崎市立ユース交流センター）
- 議案第 84号 事業契約の変更について（市営武庫3住宅第1期建替事業）
- 議案第 85号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 86号 物件の買入れについて（35mはしご付消防自動車）
- 議案第 87号 物件の買入れについて（高規格救急自動車）

予 算

議案第 66 号

令和元年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

令和元年度尼崎市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

なお、平成 31 年度尼崎市一般会計予算における元号の表示については、「平成 31 年度」を「令和元年度」に読み替える。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,855 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 205,018,855 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和元年 6 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		48,926,251	5,326	48,931,577
	10 国庫補助金	5,741,549	5,326	5,746,875
60 繰入金		5,300,713	10,000	5,310,713
	10 基金繰入金	5,298,968	10,000	5,308,968
65 繰越金		1	3,529	3,530
	05 繰越金	1	3,529	3,530
歳入合計		205,000,000	18,855	205,018,855

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		16,390,834	5,326	16,396,160
	05 総務管理費	13,712,805	5,326	13,718,131
50 教育費		15,240,587	13,529	15,254,116
	05 教育総務費	4,870,400	3,529	4,873,929
	35 社会教育費	1,966,011	10,000	1,976,011
歳出合計		205,000,000	18,855	205,018,855

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
尼 崎 市 立 学 校 給 食 セ ン タ 一 業 整 備 運 営 事 業	令和18年度	11,379,000千円に金利変動等に伴う増減額を加算した額

一 般 会 計
予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議66-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	48,926,251	5,326	48,931,577			
10 項 国庫補助金	5,741,549	5,326	5,746,875			
10 目 総務費補助金	210,931	5,326	216,257	文化芸術振 興費補助金	5,326	○ (総合政策局) 補助率 1 / 2 5,326 尼崎市文化振興財団に対する補助の増額に 伴う補正

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	5,300,713	10,000	5,310,713			
10 項 基金繰入金	5,298,968	10,000	5,308,968			
50 目 教育振興基金繰入金	14,050	10,000	24,050	教育振興基 金繰入金	10,000	○ (教育委員会事務局) ユース交流センターに配架する図書の購入 10,000 などに伴う補正

議66-8

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1	3,529	3,530			
05 項 繰越金	1	3,529	3,530			
05 目 繰越金	1	3,529	3,530	繰越金	3,529	○ (資産統括局) 補正財源として前年度繰越金を補正 3,529

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総務費	16,390,834	5,326	16,396,160	特定財源 5,326 一般財源 0			
05 項 総務管理費	13,712,805	5,326	13,718,131	特定財源 5,326 一般財源 0			
63 目 文化振興費	291,486	5,326	296,812	国庫支出金 5,326	19 負担金、補助及び交付金	5,326	○ 尼崎市文化振興財団補助金（総合政策局） 5,326 尼崎市文化振興財団に対する補助の増額に伴う補正

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 項 社会教育費	1,966,011	10,000	1,976,011	特定財源 10,000 一般財源 0			
15 目 図書館費	226,932	10,000	236,932	その他 10,000	13 委 託 料	443	○ 図書館サービス網関係事業費（教育委員会事務局） ユース交流センターに配架する図書の購入などに伴う補正
					18 備品購入費	9,557	

議66-12

2 債務負担行為で令和2年度以降にわたるものについての平成30年度末までの支出額及び令和元年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限 度 額	平成30年度末までの 支 出 額		令 和 元 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 県 支 出 金	市 債	其 他	
尼崎市立学校給食センター 整備運営事業	11,379,000 千円に金利 変動等に伴 う増減額を 加算した額			令和18年度まで	11,379,000 千円に金利 変動等に伴 う増減額を 加算した額	545,659	2,411,000		当該年度 以降の支 出予定額 から特定 財源を除 いた額

条 例

議案第 67 号

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例（平成 30 年尼
崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表尼崎市立小田南生涯学習プラザの項中「尼崎市長洲本通 1
丁目 15 番 38 号」を「尼崎市長洲中通 1 丁目 6 番 10 号」に改める。

別表ニ崎市立小田南生涯学習プラザの項を次のように改める。

尼崎市立小 田南生涯学 習プラザ	ホ ー ル		8,500 円	11,300 円	17,000 円
	大会議室 1		3,100 円	4,200 円	6,200 円
	大 会 議 室 2	全面使用	3,100 円	4,200 円	6,200 円
		2 分の 1 面使用	1,500 円	2,100 円	3,100 円
	小 会 議 室		1,500 円	2,100 円	3,100 円
	学 習 室		900 円	1,200 円	1,800 円
	実 習 室		1,800 円	2,500 円	3,700 円
	音 楽 室		2,600 円	3,400 円	5,200 円

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表尼崎市立小田南生涯学習プラザの項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の尼崎市立小田南生涯学習プラザ（以下「小田南生涯学習プラザ」という。）の利用に係る使用料について適用し、同日前の小田南生涯学習プラザの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 施行日以後の小田南生涯学習プラザの利用に係る利用許可（尼崎市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例第6条第2項に規定する利用許可をいう。）に関する手続並びに当該利用に係る使用料の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

(説明)

尼崎市立小田南生涯学習プラザの位置及び使用料を改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第68号

尼崎市一般職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について

尼崎市一般職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を次のように制定する。

令和元年6月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市一般職の職員で非常勤のものものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項ただし書及び第5項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員で非常勤のもの（法第22条の2第1項第2号に該当する者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下「職員」という。）の報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 職員には、報酬（尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。）第2条第1項に規定する給料に相当する報酬（以下「基本報酬」という。）並びに給与条例の適用を受ける者（以下「常勤職員等」という。）に支給される地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び初任給調整手当（以下「地域手当等」という。）に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）をいう。以下同じ。）を支給する。

2 基本報酬は、月額、日額又は時間額をもって定めるものとし、その額は、職員の職務の複雑性、困難性及び特殊性、責任の軽重等に応じ、かつ、常勤職員等に支給される給料の額との権衡を考慮して、給与条

例第3条第1項第1号に規定する行政職給料表の4級における最高の号給の額を超えない範囲内で、市長が、又は任命権者（市長を除く。以下同じ。）が市長と協議して定める額とする。

3 手当相当報酬の額は、常勤職員等に支給される地域手当等の額との権衡を考慮して、市長が、又は任命権者が市長と協議して定める額とする。

4 前各項に規定するもののほか、報酬の支給方法その他報酬の支給については、常勤職員等の例による。ただし、これにより難いときは、市長が、又は任命権者が市長と協議して定めるところによる。

（費用弁償）

第3条 職員には、その費用弁償として通勤に要する費用を支給する。

2 職員が公務のため旅行したときは、当該職員には、その費用弁償として旅費を支給する。

3 第1項の費用及び前項の旅費（以下「通勤費用等」という。）の額は、常勤職員等に支給される通勤手当及び旅費の額との権衡を考慮して、市長が、又は任命権者が市長と協議して定める額とする。

4 前条第4項の規定は、通勤費用等の支給方法その他通勤費用等の支給について準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは、「次条第1項から第3項まで」と読み替えるものとする。

（期末手当）

第4条 職員（市長が、又は任命権者が市長と協議して別に定める職員に限る。）のうち6月1日又は12月1日に在職するものには、期末手当を支給する。

2 前項の期末手当（次項において「期末手当」という。）の額は、常勤職員等に支給される期末手当等の額との権衡を考慮して、市長が、又は任命権者が市長と協議して定める額とする。

3 第2条第4項の規定は、期末手当の支給方法その他期末手当の支給について準用する。この場合において、同項中「前各項」とあるのは、「第4条第1項及び第2項」と読み替えるものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(説 明)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い会計年度任用職員の報酬等について必要な事項を定めるため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第69号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和元年6月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(尼崎市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 尼崎市職員退職手当支給条例(昭和24年尼崎市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「本市職員(」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員(市長が)」に、「もの」を「者」に改め、同項第1号中「(昭和25年法律第261号)」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附則第8項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(尼崎市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 尼崎市職員の分限に関する条例(昭和26年尼崎市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「基き、本市職員(」を「基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員(法第29条の2第1項各号のいずれかに該当する者を除く。)」に、「及び効果」を「、当該休職の効果」に、「関し規定することを目的」を「ついて必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条第1項中「の規定」を削り、「をこえない」を「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に該当する職員にあっては、同条第2項の規定により定められた任期。以下同じ。)を超えない」に改め、同条第2項中「定め

た」を「定められた」に、「引続き3年をこえない」を「引き続き3年を超えない」に改め、同条第3項中「前2項の規定による休職の期間」を「休職の期間（前項の規定により更新された期間を含む。）」に、「その」を「、その」に、「すみやかに」を「速やかに、」に改め、同条第4項中「の規定」を削り、「当該」の次に「休職に係る」を加え、「係属する間」を「係属している期間」に改める。

（尼崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 尼崎市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年尼崎市条例第120号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「職員」を「法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員（以下「職員」という。）」に、「関し規定することを目的」を「ついて必要な事項を定めるもの」に改める。

第3条第1項中「給料の月額額の10分の1以下」を「の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に該当する職員にあっては、給料に相当する報酬の額）の10分の1に相当する額以下の額」に改め、同条第2項中「第15条」を「第15条第1項」に、「職員」を「企業職員又は法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に該当する職員」に、「第12条」を「第12条第1項」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項ただし書中「但し、1月間の」を「ただし、1月における」に、「こえて」を「超えて」に改める。

（尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第4条 尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和27年尼崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」を「法第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員（以下「職員」という。）」に改める。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（非常勤の職員の勤務条件）

第21条 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。）の勤務時間その他の勤務条件については、第2条から前条までの規

定にかかわらず、その職務の性質、勤務の形態、非常勤の職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して、市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して定める。

(尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年尼崎市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「勤務する」を「属する」に改める。

第2条第1項中「常時勤務を要する」を「常勤の」に改め、「(臨時的に任用された者を除く。)」を削る。

第15条を次のように改める。

(特定非常勤職員の給与)

第15条 職員以外の企業職員(以下「特定非常勤職員」という。)の給与の種類は、次に掲げる特定非常勤職員の区分に応じ、当該号に定めるものとする。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に該当する特定非常勤職員 報酬(給料に相当する報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。)及び期末手当

(2) 前号に掲げる特定非常勤職員以外の特定非常勤職員 報酬

2 特定非常勤職員の給与の基準は、その業務の特殊性、職員に支給される給与との権衡その他の事情を考慮して、管理者が定める。

(尼崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 尼崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年尼崎市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第4項」を「第5項」に、「本市の特別職」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職

に属する市」に改める。

付則第5項を削り、付則第6項を付則第5項とする。

(尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 尼崎市職員で外国の地方公共団体の機関等に派遣されるものの処遇等に関する条例(昭和63年尼崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。)」を加える。

第2条第2項第2号中「非常勤職員」を「非常勤の職員」に改め、同項第3号中「(昭和25年法律第261号)第22条第1項」を「第22条」に改め、「市長が」の次に「別に」を加える。

(尼崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 尼崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年尼崎市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。)」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(3) 非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)(次のいずれかに該当する非常勤職員を除く。)

ア その養育する子(法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員(勤務日の日数を考慮して任命権者が別に定める非常勤職員に限る。)

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をする非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子が1歳に達する日（以下この条において「1歳到達日」という。）
- (2) 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が、当該非常勤職員が養育する子に係る1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日が、当該子に係る1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か月に達する日（当該日が、当該育児休業の期間の初日から起算して、育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子に係る1歳到達日まで

の日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数及び当該子について育児休業をした日数を合計した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子に係る1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日(当該育児休業の期間の末日と当該地方等育児休業の期間の末日とが異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子に係る1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれにも該当するとき 当該子に係る1歳6か月到達日
- ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子に係る1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日)において地方等育児休業をしている場合
- イ 当該子に係る1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が別に定める場合に該当する場合

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日の翌日(当該子に係る1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子に係る1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子に係る1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が別に定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第6条第1項中「している職員」の次に「(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員又は地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員(以下「企業職員等」という。))に該当する職員を除く。以下この条から第8条まで及び第14条において同じ。)」を加え、同項にただし書として

次のように加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1条第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に該当する職員については、会計年度任用職員以外の職員に支給される期末手当等との権衡を考慮して、市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して別に定めるところにより、期末手当を支給する。

第6条第2項中「している職員」の次に「（会計年度任用職員に該当する職員を除く。）」を加える。

第7条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員に該当する職員を除く。）」を、「ときは」の次に「、その任命権者は、別に定めるところにより」を加え、「任命権者が別に定める」を削る。

第9条中「第2条各号」を「第2条第1号及び第2号」に改める。

第13条第1項中「育児短時間勤務職員」の次に「（企業職員等に該当する職員を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第15条中「育児短時間勤務職員」を「次に掲げる非常勤職員以外の非常勤職員」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が別に定める非常勤職員（以下「特定非常勤職員」という。）

第16条第1項中「において、」の次に「特定非常勤職員以外の職員にあっては」を、「範囲内」の次に「で、特定非常勤職員にあっては1日を通じてその職務の性質、勤務の形態、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して任命権者が別に定める時間を超えない範囲内」を加え、同条第2項中「職員」の次に「（特定非常勤職員を除く。）」を加え、「給与条例第18条第1項」を「同項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 特定非常勤職員が部分休業を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、特定非常勤職員以外の職員との権衡その他の事情を考慮して市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議し

て別に定める勤務 1 時間当たりの報酬額を減額した報酬を支給する。

(尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第 9 条 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成 13 年尼崎市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「職員」の次に「(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する市の職員をいう。以下同じ。)」を加える。

第 2 条第 2 項第 2 号中「非常勤職員」を「非常勤の職員」に改め、同項第 3 号中「(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改める。

(尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 10 条 尼崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年尼崎市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ」を「その任命に係る同法第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する市の職員(同法第 58 条の 2 第 1 項に規定する職員に該当する者に限る。以下「職員」という)に改め、同条第 1 号中「及び」の次に「当該」を加える。

(尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 11 条 尼崎市消防職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 18 年尼崎市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「とは、」の次に「尼崎市職員の給与に関する条例第 1 条に規定する職員で」を加え、「職員(臨時的に任用される職員を除く。))」を「もの」に改める。

(尼崎市非常勤嘱託員の離職慰労金の支給に関する条例の一部改正)

第 12 条 尼崎市非常勤嘱託員の離職慰労金の支給に関する条例(平成 21 年尼崎市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例

第1条中「本市の非常勤嘱託員（」を削り、「第3条第3項第3号」を「第22条の2第1項」に、「非常勤の嘱託員」を「会計年度任用職員に該当する市の職員」に、「をいう。以下「非常勤嘱託員」を「（以下「非常勤職員」に改める。

第2条中「非常勤嘱託員」を「非常勤職員」に改め、同条第3号中「委嘱期間」を「任用期間」に改める。

第3条及び第5条第1項から第3項までの規定中「非常勤嘱託員」を「非常勤職員」に改める。

第6条中「非常勤嘱託員が」を「非常勤職員が」に、「本市職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する市の職員」に、「本市の非常勤嘱託員（尼崎市非常勤嘱託員の離職慰労金の支給に関する条例）」を「尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例」に、「非常勤嘱託員をいう。以下同じ。）」を「非常勤職員」に、「「非常勤嘱託員」を「非常勤職員」に改める。

第7条第1項及び第2項中「非常勤嘱託員」を「非常勤職員」に改め、同条第3項中「非常勤嘱託員（尼崎市非常勤嘱託員の離職慰労金の支給に関する条例）」を「尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例」に、「非常勤嘱託員をいう。）」を「非常勤職員」に改める。

第8条中「非常勤嘱託員」を「非常勤職員」に改める。

付則第2項中「非常勤嘱託員」の次に「（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年尼崎市条例第 号）第12条の規定による改正前の尼崎市非常勤嘱託員の離職慰労金の支給に関する条例第1条に規定する非常勤嘱託員をいう。以下同じ。）」を加え、付則に次の1項を加える。
（勤続期間の計算の特例）

- 5 令和2年3月31日において非常勤嘱託員として在職していた者で同年4月1日に非常勤職員として任用されたものに係る第5条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在

職期間及び非常勤嘱託員（付則第2項に規定する非常勤嘱託員をいう。以下同じ。）として引き続いた在職期間を考慮して市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して別に定める期間を合計した期間」と、同条第2項及び第3項中「非常勤職員」とあるのは「非常勤職員又は非常勤嘱託員」とする。

（尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第13条 尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成22年尼崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員で、同法」を「。以下「法」という。）」に、「もの」を「市の職員で法第57条に規定する単純な労務に雇用されるもの」に改める。

第2条中「臨時的に任用される職員」を「非常勤の技能労務職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める技能労務職員を除く。以下「特定非常勤技能労務職員」という。）」に改める。

第4条を次のように改める。

（特定非常勤技能労務職員の給与）

第4条 法第22条の2第1項第1号に該当する特定非常勤技能労務職員の給与の種類は、報酬（給料に相当する報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。）及び期末手当とする。

2 特定非常勤技能労務職員の給与の額等は、その業務の特殊性、特定非常勤技能労務職員以外の技能労務職員に支給される給与との権衡その他の事情を考慮して、市長が、又は市長以外の任命権者が市長と協議して定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前において第12条の規定による改正前の尼崎市非常勤嘱託員の離職慰労金の支給に関する条例第1条に規定する非常勤

嘱託員として在職していた者（第12条の規定による改正後の尼崎市非常勤職員の離職慰労金の支給に関する条例付則第5項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る離職慰労金については、なお従前の例による。

（委任）

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説明）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第70号

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月11日提出

尼崎市長 稲村和美

尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「は、」の次に「地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項及び」を加え、「本市の職員」を「市の職員で常勤のもの及び短時間勤務の職（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）を占めるもの」に改める。

第4条中「第8条まで及び第9条第1項から第4項」を「第9条」に改める。

第5条第1項中「職員」の次に「（臨時的に任用された職員を除く。以下この条から第9条までにおいて同じ。）」を加える。

第9条の2第2項中「法第28条の5第1項に規定する」を「職員（」に、「職員（」を「者に限る。」に、「）第2条第3項」を「。以下「勤務条件条例」という。）第2条第3項」に改める。

第14条第1項中「尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を「勤務条件条例」に、「同条例」を「勤務条件条例」に改め、「第18条第1項に規定する」を削る。

第15条第1項中「第18条第2項に規定する」を削り、同条第3項中「尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を「勤務条件条例」に改め、「第18条第2項に規定する」を削り、同条第4項中「第18条第2項に規定する」を削る。

第16条第2項中「尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を「勤務条件条例」に改め、「第18条第2項に規定する」を削

り、同条第3項中「尼崎市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例」を「勤務条件条例」に改める。

第17条中「第18条第2項に規定する」を削る。

第17条の2中「第14条」の前に「次条第1項の規定により」を加え、「、1円」を「1円」に、「これ」を「、これ」に改め、「勤務1時間につき」を削り、「夜勤手当」の次に「について勤務1時間当たりのこれらの手当」を加える。

第18条第1項中「とこれ」を「及びこれ」に、「乗じ、その額を」を「乗じて得た額を、」に、「49を乗じたもの」を「52を乗じて得た時間から休日（勤務条件条例第6条第2項に規定する休日をいう。次項において同じ。）の日数を考慮して市長が別に定める時間を減じて得た時間」に改め、同条第2項中「乗じ、その額を」を「乗じて得た額を、」に、「49を乗じたもの」を「52を乗じて得た時間から休日の日数を考慮して市長が別に定める時間を減じて得た時間」に改める。

第23条を削る。

第24条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「条例」の次に「に定めるもののほか、この条例」を加え、「関し」を「ついて」に改め、同条を第23条とする。

別表第1備考ただし書を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第9条の2第2項の改正規定（「）第2条第3項」を「。以下「勤務条件条例」という。）第2条第3項」に改める部分に限る。）並びに第14条第1項、第15条第1項、第3項及び第4項、第16条第2項及び第3項並びに第17条から第18条までの改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第1項の規定は、令和元年7月1日

以後の勤務（同年6月30日から引き続き行われる勤務を除く。）に係る給与の減額について適用し、同年7月1日以前の勤務（同年6月30日から引き続き行われる勤務を含む。）に係る給与の減額については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第18条第2項の規定は、令和元年7月1日以後の勤務に係る超過勤務手当、休日給及び夜勤手当（以下「超過勤務手当等」という。）の算定について適用し、同日前の勤務に係る超過勤務手当等の算定については、なお従前の例による。

（説明）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴う所要の整備を行うとともに、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 71 号

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例（平成 18 年尼崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

(1) 職員 給与条例第 1 条に規定する職員（尼崎市選挙管理委員会の事務部局に勤務する者を除く。）をいう。

第 2 条第 2 号中「第 18 条第 2 項に規定する」を削り、「1, 731 円 83 銭」を「1, 757 円 40 銭」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条第 2 号の改正規定（「第 18 条第 2 項に規定する」を削る部分に限る。） 令和元年 7 月 1 日

(2) 第 2 条第 1 号の改正規定 令和 2 年 4 月 1 日

（説 明）

選挙業務に係る基本手当額を変更するとともに、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の施行に伴う所要の整備を行うため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第72号

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第1条 尼崎市市税条例(昭和25年尼崎市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「(以下)の次に「この項及び」を加え、「場合には」を「ときは、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き」に、「当該期限」を「当該申告等の期限」に改め、同条第2項中「災害」を「、災害」に、「場合には、前項」を「ときは、同項」に、「2月以内」を「2月を」に、「30日以内」を「30日を超えない範囲内」に、「当該期限」を「当該申告等の期限」に改め、同条第3項中「、前項」を「、同項」に、「その」を「当該」に、「でなければ」を「を市長に提出して行わなければ」に改める。

第18条第1項第2号中「第32項」を「第31項」に改める。

第25条第2項中「及び第2項」を「及び第11項」に改める。

第49条及び第50条中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「附則第15条の8第1項から第3項まで」を「附則第15条の8」に改める。

附則第8項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第33項」に改め、附則第10項第5号中「附則第15条第18項本文」を「附則第15条第19項本文」に改め、同項第6号中「附則第15条第18項ただし書」を「附則第15条第19項ただし書」に改め、同項第7号中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同項第8号中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同項第9号中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項第10号中

「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同項第11号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同項第12号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同項第13号中「附則第15条第32項第1号」を「附則第15条第33項第1号」に改め、同項第14号中「附則第15条第32項第2号」を「附則第15条第33項第2号」に改め、同項第15号中「附則第15条第32項第3号」を「附則第15条第33項第3号」に改め、同項第16号中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同項第17号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同項第18号中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同項第19号中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同項第20号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改め、附則第11項の前の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、附則第12項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成31年度適用土地」を「令和元年度適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、附則第13項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、附則第14項（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、附則第15項（見出しを含む。）中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、附則第16項（見出しを含む。）及び附則第17項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、附則第22項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、附則第23項を削り、附則第24項中「附則第22項の」を「前項の」に改め、同項を附則第23項とし、附則第25項中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2

号」に、「第 3 1 4 条の 7 第 2 項に」を「第 3 1 4 条の 7 第 1 1 項に」に改め、同項を附則第 2 4 項とし、附則第 2 6 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 3 月 3 1 日」に改め、同項を附則第 2 5 項とし、附則第 2 7 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 3 月 3 1 日」に改め、同項を附則第 2 6 項とし、附則第 2 8 項から附則第 3 4 項までを 1 項ずつ繰り上げ、附則第 3 6 項から附則第 3 8 項までを削り、附則第 3 5 項を附則第 3 8 項とし、同項の前に次の 4 項を加える。

3 4 削除

3 5 削除

3 6 削除

3 7 削除

附則第 3 9 項中「附則第 3 0 条第 6 項各号」を「附則第 3 0 条第 2 項各号」に、「平成 3 1 年度分」を「令和元年度分」に、「附則第 3 6 項の表」を「次表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号イ	3, 9 0 0 円	1, 0 0 0 円
第 2 号ウ	6, 9 0 0 円	1, 8 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	2, 7 0 0 円
	3, 8 0 0 円	1, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	1, 3 0 0 円

附則第 4 0 項中「で法附則第 3 0 条第 7 項各号」を「（法附則第 3 0 条第 3 項に規定する軽自動車をいう。以下この項及び次項において同じ。）で同条第 3 項各号」に、「平成 3 1 年度分」を「令和元年度分」に、「附則第 3 7 項の表」を「次表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号イ	3, 9 0 0 円	2, 0 0 0 円
第 2 号ウ	6, 9 0 0 円	3, 5 0 0 円
	1 0, 8 0 0 円	5, 4 0 0 円
	3, 8 0 0 円	1, 9 0 0 円

	5, 000円	2, 500円
--	---------	---------

附則第41項中「(前項)」を「で法附則第30条第4項各号に掲げるもの(前項)」に改め、「で法附則第30条第8項各号に掲げるもの」を削り、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「附則第38項の表」を「次表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号イ	3, 900円	3, 000円
第2号ウ	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第49項中「平成34年度」を「令和4年度」に改め、附則第59項第4号中「附則第12条第21項各号」を「附則第12条第23項各号」に改め、同項第7号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、附則第62項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、附則第65項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、附則第70項中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第63条第2項」を「第61条の6第1項に規定する納期限後、第63条第2項」に改め、同項第5号中「第73条の2」の前に「第61条の6第1項、」を加え、同項第6号中「第73条の2」の前に「第61条の6第1項、」を、「もの又は」の次に「第61条の7第2項、」を加え、同項第7号中「第601条第3項」を「第458条第2項、第601条第3項」に改め、同条第2項中「^{じゅん}閏年」を「うるう年」に改める。

第26条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する第17条

第1項第1号に掲げる者が第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち省令で定めるものについては、省令で定める記載によることができる。

第27条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者（法第292条第1項第12号の2に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。）に該当する場合には、その旨

第27条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族（控除対象扶養親族（法第314条の2第1項第11号に規定する控除対象扶養親族をいう。）を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第27条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第28条第1項中「よって」を「より」に、「第26条第6項」を「第26条第7項」に改める。

第60条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、主たる定置場が本市内に存する3輪以上の軽自動車（法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下同じ。）

に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等（同条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下この節において同じ。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

第60条第2項中「第443条第1項の規定によって軽自動車税」を「第445条第1項の規定により種別割」に、「ときは、前項」を「場合には、第1項」に、「軽自動車税は」を「種別割は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第60条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第60条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能

割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第61条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「小型特殊自動車」の次に「（法第442条第6号に規定する小型特殊自動車をいう。以下同じ。）」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の8条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第61条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として省令で定めるところにより算定した金額（第61条の4において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第61条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する3輪以上の軽自動車 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する3輪以上の軽自動車 100分の2
- (3) 前2号に掲げる3輪以上の軽自動車以外の3輪以上の軽自動車 100分の3

（環境性能割の免税点）

第61条の4 通常の取得価額が50万円以下である3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第61条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第61条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又

は日までに、環境性能割の課税標準額、環境性能割額その他必要な事項を記載した省令で定める申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、当該3輪以上の軽自動車の取得者が取得した3輪以上の軽自動車について必要な事項を記載した省令で定める報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割の期限後申告及び修正申告納付）

第61条の7 前条第1項の規定により同項に規定する申告書（以下この条において「申告書」という。）を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第462条第4項の規定による決定の通知があるまでの間は、前条第1項の規定により申告納付することができる。

- 2 前条第1項若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第462条第1項から第3項までの規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は環境性能割額について不足額がある場合には、遅滞なく、省令で定める事項を記載した修正申告書を市長に提出するとともに、その修正により増加した環境性能割額を納付しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第61条の8 環境性能割の納税義務者が正当な理由なく第61条の6第1項の規定により提出すべき申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。同条第2項の規定による報告を行わなかった場合においても、同様とする。

- 2 第18条の4第2項及び第3項の規定は、前項の過料について準用する。

(環境性能割の減免)

第61条の9 市長は、自動車(法第145条第3号に規定する自動車をいう。)の取得について県が課すべき自動車税の環境性能割の減免の例により、環境性能割を減免することができる。

第62条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、当該」に改め、同条第1号中「原動機付自転車」の次に「(法第442条第4号に規定する原動機付自動車をいう。以下同じ。)」を加え、同条第4号中「2輪の小型自動車」の次に「(法第442条第7号に規定する2輪の小型自動車をいう。)」を加える。

第63条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第65条(見出しを含む。)及び第67条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第68条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「なく」を「なくて」に、「ときは、当該軽自動車等の所有者等」を「場合においては、その者」に改める。

第69条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第69条の2第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第34項から附則第37項までを次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

34 法第451条第1項第1号(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第37項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第60条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

35 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第61条の3の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

36 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第61条の3の規定の適用については、当分の間、同条第3号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

37 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第61条の3及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、同条第2号及び同項中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第38項の前の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、附則第39項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「令和元年度分」を「令和3年度分」に改め、附則第40項中「の軽自動車」を「のガソリン軽自動車」に、「軽自動車を」を「ガソリン軽自動車を」に、「軽自動車」を「ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3

月 31 日」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」に、「令和元年度分」を「令和 3 年度分」に改め、附則第 4 1 項中「の軽自動車」を「のガソリン軽自動車」に、「軽自動車が」を「ガソリン軽自動車が」に、「平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日」に、「平成 30 年度分」を「令和 2 年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日」に、「令和元年度分」を「令和 3 年度分」に改める。

第 3 条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫」に、「（これら）」を「又は単身児童扶養者（同項第 12 号の 2 に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。）（これら）」に改める。

第 27 条の 2 第 1 項第 3 号中「（法第 292 条第 1 項第 12 号の 2 に規定する単身児童扶養者をいう。以下同じ。）」を削る。

附則第 38 項中「附則第 4 1 項」を「附則第 4 2 項」に改め、附則第 70 項を附則第 71 項とし、附則第 69 項を附則第 70 項とし、附則第 68 項を附則第 69 項とし、附則第 67 項中「附則第 65 項」を「附則第 66 項」に改め、同項を附則第 68 項とし、附則第 66 項を附則第 67 項とし、附則第 65 項を附則第 66 項とし、附則第 64 項中「附則第 62 項」を「附則第 63 項」に改め、同項を附則第 65 項とし、附則第 63 項を附則第 64 項とし、附則第 62 項を附則第 63 項とし、附則第 61 項中「附則第 59 項」を「附則第 60 項」に改め、同項を附則第 62 項とし、附則第 57 項から附則第 60 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 56 項中「附則第 54 項」を「附則第 55 項」に改め、同項を附則第 57 項とし、附則第 53 項から附則第 55 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 52 項中「附則第 54 項及び第 57 項」を「附則第 55 項及び第 58 項」に、「附則第 57 項」を「附則第 58 項」に改め、同項を附則第 53 項とし、附則第 49 項から附則第 51 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 48 項中「附則第 46 項」

を「附則第47項」に改め、同項を附則第49項とし、附則第42項から附則第47項までを1項ずつ繰り下げ、附則第41項の次に次の1項を加える。

42 3輪以上の軽自動車で法附則第30条第2項各号に掲げるもののうち、自家用の乗用のものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第39項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第15条の2第8項中「前3項」を「第5項から前項まで」に、「、個人の市民税と」を「、個人の市民税、第30条の2第2項の規定により」に、「、固定資産税と」を「及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。）第7条第1項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第112条第1項の規定により」に、「とこれと併せて徴収する個人の県民税については、第6項」を「、個人の県民税及び森林環境税に対する第6項の規定の適用については、同項」に改める。

第16条の2中「及び交付を求める場合においては、特別の規定」を「又は交付要求をする場合には、法又は森林環境税法に特別の定め」に、「外、当該個人の県民税についてあわせて」を「ほか、個人県民税徴収金（法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金で個人の県民税に係るものをいう。）及び森林環境税徴収金（森林環境税法第2条第5号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。以下同じ。）について併せて」に、「及び交付を求めるもの」を「及び交付要求をするもの」に改める。

第25条第5項中「還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当するものとする」を「還付する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税又は当該納税義務者の未納に係る地方団体徴収金（法第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金をいう。以下同じ。）若しくは森林環境税徴収金（以下この項において「徴収金等」という。）があるときは、法第17条の2の2の規定にかかわらず、当該納税義務者は、市長に対し、当該還付をすべき金額（徴収金等に係る金額に相当する額を限度とする。）により徴収金等を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

第30条の2第1項中「ついては」を「ついては、」に、「よって」を「より」に、「ほか」を「ほか、」に改め、同条第2項中「県民税は、当該」を「県民税及び森林環境税は、法又は森林環境税法に特別の定めがある場合を除くほか、」に改める。

第33条の6第1項中「なった場合においては、」を「なった場合には、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その」に、「ある場合においては、」を「あるときはその」に、「ない場合においては、直ちに」を「ないときは直ちに、」に改め、同条第2項中「よって変更された」を「より変更された」に、「においては」を「には」に、「又は第17条の2の規定によって当該納税者に還付し、又は未納に係る徴収金に充当する」を「の規定の例により、当該納税者に還付する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該納税者の未納に係る地方団体徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金（以下「特定過誤納金」という。）とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用

することができるものとし、当該特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

第33条の6の7第1項中「においては」を「には」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、「又は第17条の2の規定によって当該納税者に還付し、又は未納に係る徴収金に充当する」を「の規定の例により、当該特別徴収対象年金所得者に還付する」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る地方団体徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、特定過誤納金とみなして、第17条の2の2第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について法第17条から第17条の2の2までの規定の適用はないものとする。

(尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成30年尼崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、尼崎市市税条例第33条の8に3項を加える改正規定中「次の3項」を「次の8項」に改め、同改正規定(同条第19項に係る部分に限る。)中「内国法人をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「この項及び次項」を「この条」に改め、「(次項)の次に「及び第21項」を加え、「。次項」を「。以下この項及び次項」に改め、「その他省令で定める方法」を削り、「ならない」を「ならない。ただし、当該申告のうち添付書類(法第321条の8第42項に規定する添付書類をいう。次項において同じ。)に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の省令で定める記録用の媒体を市長に提出する方法により、行うことができる」に改め、同改正規定(同条第20項に係る部分に限る。)中「(法第321条の8第42項に規定する添付書類をいう。)」を削り、同改正規定(同条第21項に係る部分に限る。)中「申告は、」

- の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。
- 2 2 第 1 9 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、市長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法第 3 2 1 条の 8 第 4 6 項後段に規定する申告についても、同様とする。
- 2 3 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に省令で定める書類を添付して、第 2 号に掲げる期間の開始の日の 1 5 日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第 1 項の規定による申告書（法人税法第 7 4 条第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は第 4 項、第 6 項若しくは第 9 項の規定による申告書の提出期限の 1 5 日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内にあるときは、当該開始の日まで）に、これを市長に提出しなければならない。
- (1) 前項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情
 - (2) 前項前段の規定による指定を受けようとする期間
 - (3) その他省令で定める事項
- 2 4 第 2 2 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 1 9 項の申告につき第 2 2 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他省令で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 2 5 第 2 2 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 3 2 1 条の 8 第 5 1 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 2 2 項前段の期間内に行う第 1 9 項の申告については、第 2 2 項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同

項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

26 第22項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第24項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の法第321条の8第46項後段の期間内に行う第19項の申告については、第22項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同条第46項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

付則第1項第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同項第5号中「3項」を「8項」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に、同項第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同項第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同項第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同項第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改め、付則第3項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、付則第4項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、付則第5項中「第21項」を「第26項」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、付則第6項、第8項及び第9項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、付則第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、付則第14項及び第15項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、付則第17項及び第18項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、付則第20項中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに付則第13項及び第14項の規定 令和元年10月1日
- (2) 第2条中尼崎市市税条例第26条、第27条の2、第27条の3及び第28条の改正規定並びに付則第5項から第7項までの規定 令和2年1月1日
- (3) 第3条中尼崎市市税条例第18条第1項第2号及び第27条の2第1項第3号の改正規定並びに付則第8項の規定 令和3年1月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 令和3年4月1日
- (5) 第4条及び付則第9項から第11項までの規定 令和6年1月1日

（個人の市民税に関する経過措置）

- 2 次項及び第4項に規定するものを除き、第1条の規定による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第25条第2項及び附則第24項の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第25条第2項及び附則第24項の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、改正後の条例第25条第2項中「附則第5条の7第2項」とあるのは「附則第5条の7第2項（地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下「平成31年地方税法等改正法」という。）附則第13条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに同項」と、附則第24項中「附則第5条の7第2項」とあるのは「附則第5条の7第2項（平成31年地方税法等改正法附則第13条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに同項」とする。

- 5 付則第1項第2号に掲げる規定による改正後の尼崎市市税条例（以下「令和2年改正後条例」という。）第26条第5項の規定は、令和2年1月1日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。
- 6 令和2年改正後条例第27条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、令和2年1月1日以後に支払を受けるべき尼崎市市税条例第26条第1項に規定する給与について提出する令和2年改正後条例第27条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 7 令和2年改正後条例第27条の3第1項の規定は、令和2年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年改正後条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 8 付則第1項第3号に掲げる規定による改正後の尼崎市市税条例第18条第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 9 第4条の規定による改正後の尼崎市市税条例（以下「令和6年改正後条例」という。）第15条の2第8項及び第16条の2の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税及び個人の市民税については、なお従前の例による。
- 10 令和6年改正後条例第25条第5項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税に係る尼崎市市税条例第25条第4項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができな

かった金額について適用し、令和５年度分までの個人の市民税に係る同項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額については、なお従前の例による。

- 1 1 令和６年改正後条例第３３条の６第２項及び第３３条の６の７第２項の規定は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税に係る過納又は誤納に係る税額について適用し、令和５年度分までの個人の市民税に係る過納又は誤納に係る税額については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 1 2 改正後の条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成３０年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 1 3 付則第１項第１号に掲げる規定による改正後の尼崎市市税条例（以下「令和元年１０月改正後条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年１０月１日以後に取得された３輪以上の軽自動車（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４４条第５号に規定する軽自動車をいう。）に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 1 4 令和元年１０月改正後条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和２年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（説 明）

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成３１年法律第２号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 73 号

尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年尼崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条を次のように改める。

（資金の償還期間等）

- 第 11 条 資金の償還期間は、10 年間（据置期間を含む。）とする。
- 2 前項の据置期間は、3 年間（市長が特に必要があると認める場合は、5 年間）とする。
- 3 資金の償還は、年賦、半年賦又は月賦による元利均等償還の方法によるものとする。ただし、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還をすることができる。

第 13 条を削る。

第 12 条第 1 項中「資格を有する保証人 1 人を立てなければならない」を「要件を備えると市長が認める保証人を立てることができる」に改め、同項第 1 号中「者」を「こと。」に改め、同項第 2 号中「ついでに併済の資力を有する者」を「関して保証するに足る資力を有していること。」に改め、同項第 3 号中「者」を「こと。」に改め、同条第 2 項中「第 16 条の規定による」を「第 16 条第 1 項の」に改め、同条を第 13 条とし、第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（貸付利率）

第 12 条 資金は、次条第 1 項の規定により保証人を立てる場合は無利子とし、その他の場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後

はその貸付利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

第14条の見出しを「(償還期限前の償還)」に改め、同条中「貸付け」を「資金の貸付け」に、「、又は」を「又は」に、「第11条第1項第2号」を「第11条第1項」に改める。

第15条第1項中「、又は」を「又は借受人が」に改め、同項ただし書中「第12条に定める」を「第13条第1項の規定により立てられた」に改め、同条第2項中「市長は」の次に「、災害」を加え、同条第3項中「利息」を「利子」に、「当該」を「その」に、「償還期日」を「償還期限」に改める。

第16条第1項中「10.75パーセント」を「5パーセント」に改め、「計算した」の次に「額の」を加え、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に、「^{じゆん}閏年」を「うるう年」に、「、365日」を「365日」に改める。

第17条中「遺族又は障害者」を「第2条の遺族、障害者、第9条の世帯主又は借受人」に、「又は見舞金の支給について」を「若しくは見舞金の支給又は資金の貸付け若しくは貸付金の償還に関し」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第12条及び第13条の規定は、平成31年4月1日(以下「基準日」という。)以後に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについて適用し、基準日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第16条第1項の規定は、同項の違約金のうち基準日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち基準日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(説 明)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第66号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第74号

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

尼崎市水道事業給水条例（昭和35年尼崎市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第40条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

管理者に対し次の各号に掲げる事務を請求しようとする者は、当該事務の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

第40条第1項第1号中「設計審査を申し込む者」を「設計審査 次表の左欄に掲げる工事の種別及び同表の中欄に掲げる量水器の口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額」に改め、同号の表中「手数料」を「金額」に改め、同項第2号中「工事検査を申し込む者」を「工事検査 次表の左欄に掲げる工事の種別及び同表の中欄に掲げる量水器の口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額」に改め、同号の表中「手数料」を「金額」に改め、同項第3号中「の申込みを行う者 1件につき10,430円」を「又は法第25条の3の2第1項の更新の申請に対する審査 1件につき 10,000円」に改め、同条第2項ただし書中「認めた」を「認める」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 手数料は、前項各号に掲げる事務の請求を行う際に納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の尼崎市水道事業給水条例第40条第1項第3号（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の指定の申請に対する審査に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後の事務の請求に係る手数料について適用し、同日前の事務の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第75号

尼崎市都市機能誘導特別用途地区建築条例について

尼崎市都市機能誘導特別用途地区建築条例を次のように制定する。

令和元年6月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市都市機能誘導特別用途地区建築条例

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第49条（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和元年尼崎市告示第 号に定める都市機能誘導特別用途地区の区域（以下「適用区域」という。）内における建築物の建築及び工作物の築造の制限について必要な事項を定めるものとする。

(地区の区分及び名称)

第2条 この条例における適用区域内の地区の区分及び名称は、阪神間都市計画特別用途地区のうち都市機能誘導特別用途地区に係るものによつて定めるところによる。

(建築物等の用途の制限の付加)

第3条 適用区域（一般地区に限る。）内においては、次の各号に掲げる建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）は、建築し、又は築造してはならない。

- (1) 法別表第2（る）項第1号に掲げる建築物（同号(1)、(3)、(8)から(11)まで、(18)から(20)まで、(26)、(27)又は(30)に掲げる事業を営むものに限る。）
- (2) 法別表第2（る）項第2号に掲げる建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の9第1項の表(1)の項に掲げる危険物又は同表(2)の項に掲げる危険物（マッチ及び可燃性ガスに限る。）の貯蔵又は処理に供するものに限る。）
- (3) 令第130条の2の2第2号に規定する産業廃棄物処理施設の内

途に供する建築物等

- 2 適用区域（沿道地区に限る。）内においては、次に掲げる建築物等は、建築し、又は築造してはならない。ただし、第2号に掲げる建築物に付属する自動車車庫、自転車駐車場、ごみ集積場、倉庫その他これらに類するものについては、この限りでない。
 - (1) 前項各号に掲げる建築物等
 - (2) 法第28条第1項に規定する居室（居住のためのもの及び令第19条第2項第3号に掲げるものに限る。）を有する建築物
- 3 前2項の規定は、市長が都市機能の維持及び増進並びに工場若しくは事業場の操業に支障を及ぼすおそれがなく、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、適用しない。
- 4 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、尼崎市建築審査会の意見を求めなければならない。

（建築物の用途の制限の緩和）

第4条 適用区域内においては、法第48条第12項本文の規定にかかわらず、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する建築物は、建築することができる。

（建築物が適用区域内の各地区にわたる場合の措置）

第5条 建築物（第3条第2項第2号に掲げる建築物に限る。以下この項において同じ。）が適用区域内の各地区にわたる場合における第3条第2項の規定の適用については、当該建築物の全部について同項の規定を適用する。

（既存の建築物等に対する制限の緩和）

第6条 法第3条第2項（法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第3条第1項又は第2項の規定の適用を受けない建築物等について規則で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号（これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第3条第1項又は第2項の規定は、適用しない。

(既存の建築物の用途変更に係る類似の用途)

第7条 令第137条の19第3項の規定により指定する類似の用途は、同条第1項に規定するもの及び同条第2項に規定する範囲内のものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 次のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第2項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は当該工作物の築造主
- (2) 法第87条第2項又は第3項（これらの規定を法第88条第2項において準用する場合を含む。）において準用する第3条第1項又は第2項の規定に違反した場合における当該建築物等の所有者、管理者又は占有者

(両罰規定)

第10条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

(説 明)

尼崎市都市機能誘導特別用途地区の実現を図るため、建築物等の制限に関する事項について、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第76号

尼崎市住宅政策審議会条例について

尼崎市住宅政策審議会条例を次のように制定する。

令和元年6月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市住宅政策審議会条例

(設置)

第1条 尼崎市住宅マスタープランの策定に関する事項その他の本市における住宅政策に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市住宅政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 市民の代表者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、第2項各号に掲げる者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

5 臨時委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第6条 審議会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 第4条第3項及び前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「、委員」とあるのは「、部会に属する委員」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(尼崎市営住宅等審議会条例の廃止)

2 尼崎市営住宅等審議会条例（平成29年尼崎市条例第18号）は、
廃止する。

(招集の特例)

3 最初に招集される審議会は、第5条の規定にかかわらず、市長が招
集する。

(説 明)

尼崎市住宅政策審議会を設置するため、条例制定が必要であること
から、本案を提出する。

議案第 77 号

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

(尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(平成 23 年尼崎市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 尼崎市立 JR 尼崎駅北自転車駐車場の項の次に次の 1 項を加える。

尼崎市立阪急塚口駅南 自転車駐車場	尼崎市南塚口町 2 丁目	自転車
----------------------	--------------	-----

(尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第 2 条 尼崎市指定管理者選定委員会条例(平成 25 年尼崎市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 25 項中「及び尼崎市立 JR 尼崎駅北自転車駐車場」を「、尼崎市立 JR 尼崎駅北自転車駐車場及び尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場」に、「JR 尼崎駅自転車駐車場」を「JR 尼崎駅等自転車駐車場」に改める。

別表第 2 第 14 項中「JR 尼崎駅自転車駐車場」を「JR 尼崎駅等自転車駐車場」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、次項及び付則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場の定期利用（尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第3条第3号に規定する定期利用をいう。以下同じ。）に係る駐車許可（同条例第6条第2項に規定する駐車許可をいう。以下同じ。）の手續、当該駐車許可に係る利用許可書及び駐車券の交付、当該駐車許可に係る定期利用料（同条例第10条第2項に規定する定期利用料をいう。）の徴収及び還付の手續並びに当該駐車許可に係る駐車標章の交付は、この条例の施行前においても、この条例による改正後の尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び同条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。この場合において、尼崎中高年事業株式会社とその設置に係る自転車駐車場の利用（定期利用に相当するものに限る。）に関する契約（その利用の期限をこの条例の施行の日の前日とするものに限る。）を締結している者は、優先的に当該駐車許可を受けることができるものとする。

(委任)

- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

(説明)

尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場を市の施設として位置付けるとともに、指定管理者の管理施設とするため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第78号

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例（昭和57年尼崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「105分の108」を「105分の110」に改める。

別表第1魚釣施設の項中「205円」を「209円」に、「102円」を「104円」に、「822円」を「838円」に、「411円」を「419円」に改める。

別表第2中「100円」を「102円」に、「200円」を「204円」に、「400円」を「408円」に、「300円」を「305円」に、「600円」を「611円」に、「800円」を「815円」に、「500円」を「509円」に、「1,000円」を「1,018円」に、「1,200円」を「1,223円」に、「700円」を「713円」に、「1,400円」を「1,426円」に、「1,600円」を「1,630円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市立魚釣り公園の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第3項の規定は、

この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる許可行為（同条第4項に規定する許可行為をいう。以下同じ。）に係る料金について適用し、同日前に行われる許可行為に係る料金については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 施行日以後に行われる許可行為に係る料金の徴収及び還付の手続は、この条例の施行前においても、改正後の条例及び改正後の条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

（説明）

魚釣施設等に係る利用料金の上限額を改正するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第79号

尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月11日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市消防関係事務手数料条例（平成12年尼崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表3の項の(5)ウ中「1,580,000円」を「1,590,000円」に改め、同項の(5)エ中「1,940,000円」を「1,950,000円」に改め、同項の(5)オ中「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市消防関係事務手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の事務の請求に係る手数料について適用し、同日前の事務の請求に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第12号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 80 号

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 6 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例

尼崎市火災予防条例（昭和 37 年尼崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第 30 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条第 3 号中「もの」を「共同住宅用スプリンクラー設備」に改め、同条第 4 号中「もの」を「共同住宅用自動火災報知設備」に改め、同条第 5 号中「もの」を「住戸用自動火災報知設備」に改め、同条第 6 号中「もの」を「複合型居住施設用自動火災報知設備」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 特定小規模施設用自動火災報知設備（特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 2 条第 2 号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備をいう。）を同令第 3 条第 2 項に定める技術上の基準若しくは同条第 3 項の規定に基づき消防庁長官が定める技術上の基準に従い、又はこれらの技術上の基準の例により設置したとき。

第 40 条第 1 項中「又はその部分」を削り、同項第 1 号中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改め、「で、」の次に「その」を加え、「以上の」を「以上である」に改め、同項第 3 号中「令」の前に「小規模特定用途複合防火対象物又は」を、「で、」の次に「その」を加え、「以上の」を「以上である」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「令」の前に「小規模特定用途複合防火対象物又は」を加え、「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に、「及び」を「又は」に改め、「で、」の次に「その」を加え、「以上の」を「以上

である」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 小規模特定用途複合防火対象物（省令第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）で令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの（主要構造部を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。）のうち、その延べ面積が200平方メートル以上であり、かつ、当該用途に供される部分の床面積の合計が当該延べ面積の10分の9以上であるもの第40条第2項中「第23条」の次に「（第4項第1号へを除く。）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、省令第24条第5号口及びハ中「部分（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「部分」と、同号二中「階（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「階」と、同条第5号の2口（イ）及び（ロ）中「部分（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「部分」と、同条第8号の2イ中「階（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「階」とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における自動火災報知設備でこの条例による改正後の尼崎市火災予防条例第40条第1項及び第2項の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、令和元年9月30日までの間は、なお従前の例による。

(説 明)

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第11号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 8 1 号

財産の譲与について

財産を次のとおり譲与するため、議決を求める。

令和元年 6 月 1 1 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 譲与の目的 学校法人平成医療学園が運営する宝塚医療大学の施設として使用するため

2 譲与する財産

旧若葉小学校の敷地内に存置している校舎等のうち、児童ホーム及びこどもクラブを除く一式。

所在	種類	構造	延床面積 (㎡)
尼崎市道 意町 6 丁 目 6 番 3	校舎 4 棟	鉄筋コンクリート造	4, 2 5 8
	屋内運動場	鉄筋コンクリート造	9 2 6
	プール	—	5 5 3
	その他施設一式	—	—

3 譲与の相手方 大阪市北区豊崎 7 丁目 7 番 1 7 号

学校法人平成医療学園

理事長 岸 野 雅 方

(説 明)

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、本案を提出する。

議案第 82 号

工事請負契約の変更について

旧若草中学校解体工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年 6 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 旧若草中学校解体工事請負契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 工事場所 尼崎市西川 1 丁目 11 番 1 号
工事概要 校舎等解体工事 |
| 3 変更後の契約金額 | 206,054,280 円 |
| 4 契約の相手方 | 尼崎市杭瀬本町 2 丁目 18 番 17 号
三永建設興業株式会社
代表取締役 堀 尾 雅 則 |

(説 明)

平成 31 年 3 月 4 日に議決された旧若草中学校解体工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	校舎解体工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 2棟
	2階建て 1棟
	平屋建て 1棟
	鉄骨造り 平屋建て 2棟
	延べ面積 約5,640平方メートル
	屋内運動場解体工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
	延べ面積 約1,090平方メートル
	付属建築物解体工事
	プール、ポンプ室、渡り廊下等
	外構解体工事
防球ネット、門塀、樹木、舗装、埋設配管等	
その他解体付帯工事	
電気・機械設備解体撤去及び敷地整地等	
今回変更内容	
平成31年3月からの労務・材料等単価の適用	

II 変更前契約

- 1 契約の目的 旧若草中学校解体工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市西川1丁目11番1号
工事概要 校舎等解体工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 203,040,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市杭瀬本町2丁目18番17号

三永建設興業株式会社

代表取締役 堀 尾 雅 則

議案第 83 号

指定管理者の指定について

尼崎市立ユース交流センターの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年 6 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立ユース交流センター |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市若王寺 2 丁目 18 番 4 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市上坂部 3 丁目 3 番 16 号
尼崎ユースコンソーシアム
代表者
西宮市甲風園 1 丁目 3 番 12 号
特定非営利活動法人ブレインヒューマニティ
ー
理事長 松 本 学 |
| 4 | 指定期間 | 令和元年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立ユース交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者 尼崎ユースコンソーシアム	
代表者	西宮市甲風園1丁目3番12号 特定非営利活動法人ブレンヒューマニティー 理事長 松本 学
構成員	尼崎市東園田町3丁目30番地の14 一般社団法人ポノポノプレイス 代表理事 吹野 加代
構成員	大阪市住之江区南加賀屋4丁目4番19号 特定非営利活動法人み・らいず 代表理事 河内 崇典
構成員	神戸市中央区雲井通5丁目1番2号神戸市青少年会館内 特定非営利活動法人こうべユースネット 理事長 辻 幸志

議案第 84 号

事業契約の変更について

市営武庫 3 住宅第 1 期建替事業契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年 6 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 市営武庫 3 住宅第 1 期建替事業契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 事業場所 尼崎市武庫之荘 8 丁目 30 番 1 号ほか
尼崎市蓬川町 302 番地の 17
事業概要 市営時友住宅の建替及び（仮称）蓬川第 2 住宅の建設（関連する公共施設の整備を含む）並びに入居者移転支援業務 |
| 3 変更後の契約金額 | 5,505,663,823 円 |
| 4 変更後の契約期間 | 平成 26 年 10 月 8 日から令和元年 9 月 30 日まで |
| 5 契約の相手方 | 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社吉川組、株式会社市浦ハウジング & プランニング大阪支店、株式会社アクロスコーポレーション及び株式会社セノオ商会を構成企業とするグループ
代表企業 尼崎市玄番南之町 4 番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

(説明)

平成26年10月3日に議決された市営武庫3住宅第1期建替事業の変更に伴う事業契約の変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、本案を提出する。

(参考)

I 事業概要

内	容
市営時友住宅の建替及び(仮称)蓬川第2住宅の建設(関連する公共施設の整備を含む)並びに入居者移転支援業務	
今回変更内容	
物価変動等に伴う契約金額の増額	

II 変更前契約

- 1 契約の目的 市営武庫3住宅第1期建替事業の実施のため
- 2 契約の内容 事業場所 尼崎市武庫之荘8丁目30番1号ほか
尼崎市蓬川町302番地の17
事業概要 市営時友住宅の建替及び(仮称)蓬川第2住宅の建設(関連する公共施設の整備を含む)並びに入居者移転支援業務
- 3 契約の方法 一般競争入札(総合評価)
- 4 契約の金額 5,500,029,200円
- 5 契約の期間 平成26年10月8日から平成31年9月30日まで
- 6 契約の相手方 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社吉川組、株式会社市浦ハウジング&プランニング大阪支店、株式会社アクロスコーポレイション

及び株式会社セノオ商会を構成企業とするグループ

代表企業 尼崎市玄番南之町4番地

株式会社柄谷工務店

代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 85 号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線を次のとおり認定及び廃止するため、議決を求める。

令和元年 6 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 8 6 4 号 線	武庫之荘 8 丁目 1 5 6 - 1
	武庫之荘 8 丁目 1 5 6 - 2

2 廃止しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
森 1 9 号 の 1 笠 ノ 池 線	森字笠ノ池 8 4 0 - 1
	森字笠ノ池 2 5 9 - 3

(説 明)

市営武庫 3 住宅第 1 期建替事業に伴う路線

・ 認 定 路 線 : 市道第 8 6 4 号線

一般の通行も無く、廃止が可能な路線

・ 廃 止 路 線 : 森 1 9 号 の 1 笠 ノ 池 線

以上の路線を認定及び廃止するため、道路法第 8 条第 2 項（同法第 10 条第 3 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、本案を提出する。

議案第 86 号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和元年 6 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的 | 消防力を強化し、人命救助等の消防活動を迅速かつ的確に行うため |
| 2 | 買入れの物件 | 35mはしご付消防自動車 1台 |
| 3 | 買入れの方法 | 随意契約 |
| 4 | 買入れの金額 | 219,890,000円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 三田市テクノパーク2番地の3
株式会社モリタ 関西支店
支店長 合 田 努 |

(説 明)

35mはしご付消防自動車を買入れるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出する。

議案第 87 号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

令和元年 6 月 11 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 買入れの目的 消防力を強化し、災害等による傷病者の搬送を迅速かつ的確に行うため
- 2 買入れの物件 高規格救急自動車 2 台
- 3 買入れの方法 指名競争入札
- 4 買入れの金額 61,820,000 円
- 5 買入れの相手方 神戸市須磨区大池町 3 丁目 1 番 1 号
兵庫トヨタ自動車株式会社 特販営業所
所長 白 根 浩 司

(説 明)

高規格救急自動車を買入れるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

